

電子帳簿保存法に関するセミナー

改正電子帳簿保存法により 必要となる対応とは？ ～電子取引データのデータ保存が義務化～

令和4年1月1日施行の電子帳簿保存法改正により、電子取引のデータ保存が義務化となりました。電子データで受け渡した請求書や領収書等は、紙に印刷しての保存が認められなくなり、電子データのまま保存することが全ての事業者にも求められます。本セミナーでは、電子帳簿保存法の概要と対策について簡単に分かりやすく説明いたします。

日 **10月26日** 水
時 **14:00～16:00**

場所 **小松商工会議所 301・302号室**

定員 **30名** ※定員になり次第締め切らせていただきます。

費用 **無料**(会員・非会員問わず)

主催 **小松商工会議所**

申込締切 **10月20日(木)**

セミナー内容

- ・電子帳簿保存法とは
- ・「電子取引」の証憑は電子保存が義務に
- ・「電子取引」の対象となる取引は
- ・電子による保存の要件
- ・電子による保存方法の検討
- ・「電子帳簿」への対応の注意点

講師紹介

浅井克樹税理士事務所
税理士 **浅井 克樹** 氏
小松市出身、2003年浅井克樹税理士事務所を開業。
現在、北陸税理士会小松支部長

お申込み前
にご確認ください

- ・セミナー内容は9月1日に開催した電子帳簿保存法に関するセミナーと同様です。
 - ・受講にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用・手洗い・手指の消毒などにご協力下さい。
 - ・講座前に受付で検温を実施し、37.5度以上の場合、受講をお断りする場合がございます。
 - ・講座の内容、日程は一部変更となる場合がございます。あらかじめ、ご了承ください。
- 申込方法 「受講申込書」にご記入のうえ、FAXまたはお電話にてお申込みください。

「電子帳簿保存法に関するセミナー」受講申込書

事業所名		TEL	
所在地	(〒 -)	FAX	
参加者氏名			

※ご記入頂いた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、調査・分析のために利用することがあります。

お問合せ・申込先 **小松商工会議所 中小企業相談所 TEL.0761-21-3121 FAX.0761-21-3120**